

【参考】

※この資料は入札参加者の迅速な見積りに資するとともに発注者が積算資料を参考として提示するものであり、請負契約において何ら拘束力を生じるものではありません。

本業務の予定価格は、「公共事業に係る不動産鑑定報酬基準」を基に算出している。

- (1) 基本鑑定報酬額は、「公共事業に係る不動産鑑定報酬基準」の1に定める方法で算定しており、類型は「B 宅地見込地の所有権」、評価額は「4,751 百万円」を見込んで算定している。
- (2) 対象地の面積が広く、開発法による評価が想定されることから、「公共事業に係る不動産鑑定報酬基準」の3に定める技術料を加算している。
- (3) 「公共事業に係る不動産鑑定報酬基準」の4、5の規定については該当しないものと考え適用していない。
- (4) 上記の(1)に(2)を加算した金額に対し、「公共事業に係る不動産鑑定報酬基準」の6の端数計算を行い、「公共事業に係る不動産鑑定報酬基準」の7の消費税相当分を加算した金額を予定価格として設定している。
- (5) 「公共事業に係る不動産鑑定報酬基準」の8の旅費については計上していない。